

4 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

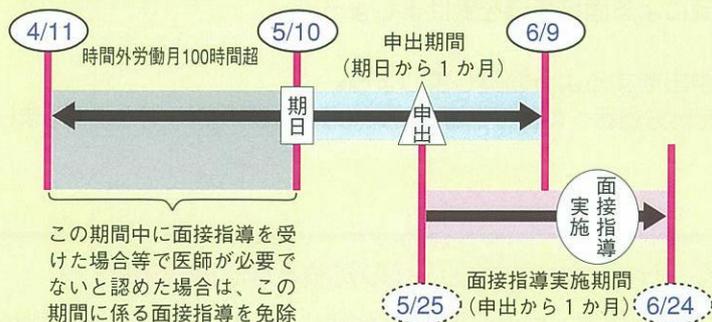
1か月の時間外・休日労働時間数 = 1か月の総労働時間数 - (計算期間1か月間の総暦日数/7) × 40

※ 1か月の総労働時間数 = 労働時間数 + 延長時間数 + 休日労働時間数
(所定労働時間数) (時間外労働時間数)

- ➡ 時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。例) 賃金締切日とする。
- ➡ 専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制適用労働者は、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握している「労働時間の状況」を基に事業場毎に取り決めた方法により、算定します。
- ➡ 管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。

面接指導の申出期間・実施期間について(毎月10日目の場合)

例) 5月10日期日の場合



- ➡ 申出の手続をとった労働者を「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱うこととし、面接指導は要件に該当する労働者の申出により行います。
- ➡ 申出は書面や電子メール等の記録が残るものとし(様式例参照)。

面接指導に係る申出の様式例

労働安全衛生法第66条の8の
面接指導に係る申出書

平成〇年〇月〇日

事業者 職氏名 殿

所 属 _____
氏 名 _____

私は労働安全衛生規則第52条の2条第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

- 面接指導を受ける医師(いずれかにチェック)
 - 会社が指定する医師
 - 自分が希望する医師
- 面接指導を受ける日時
平成 年 月 日 時 ~ 時 又は
平成 年 月 (初・中・下旬)
- 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

5 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- ➡ 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
- ➡ 医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。
- ➡ 面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足りる。

6 事後措置の実施の際に留意すべき事項

- ➡ 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な事後措置を実施しなければなりません。
- ➡ 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。
- ➡ 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。